

飛驒市告示第150号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成29年第4回飛驒市議会定例会を招集する。

平成29年11月20日

飛驒市長 都 竹 淳



記

- 1 日 時 平成29年11月27日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

平成29年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年11月27日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第10号	損害賠償の額の決定について
第4	議案第94号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
第5	議案第95号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案第96号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第7	議案第97号	訴えの提起について
第8	議案第98号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第9	議案第99号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第10	議案第100号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第11	議案第101号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第12	議案第102号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第13	議案第103号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	報告第 10号	損害賠償の額の決定について
日程第 4	議案第 94号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第 5	議案第 95号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 96号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 97号	訴えの提起について
日程第 8	議案第 98号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 99号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第 10	議案第 100号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 11	議案第 101号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 12	議案第 102号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第 13	議案第 103号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	丈	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
会計管理者	石	腰		豊
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	洞	口	廣	之
教育委員会事務局長	清	水		貢
企画部長	湯	之	明	宏
商工観光部長	泉	原	利	匡
環境水道部長	大	坪	達	也
市民福祉部長	柚	原		誠
農林部長	柏	木	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	場	順	一
病院管理室長	佐	藤	哲	哉

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から平成29年第4回飛騨市議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により10番、洞口和彦君、11番、野村勝憲君を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日11月27日から12月14日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日11月27日から12月14日までの18日間と決定いたしました。

◆諸般の報告

◎議長（葛谷寛徳）

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査報告等につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、都竹淳也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、平成29年第4回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中参集賜りまして、誠にありがとうございます。

12月14日までの18日間にわたりまして数多くの案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元に行政報告をお配りいたしておりますが、9月定例会以降の市政及び飛騨市をとりまく話題の内、主な事柄につきまして何点か御報告を申し上げたいと思います。

まず10月13日でございます。台湾の嘉義県新港郷との間で、自治体間の友好提携を締結をいたしました。これは、飛騨市の国際交流の取り組みとして、20年以上の長きに渡って続いてきた民間交流を次のステージへ進めようというものでございまして、新港郷の庁舎である新港郷公所で行われた調印式におきましては林茂盛（りんもせい）郷長とともに協定書にサインをし、これを見守る方々も嘉義県副知事など約200名と盛大な調印式となったところでございます。

調印を記念いたしましてお互いの特産技術等を施した記念品を交換しようということで、飛騨市からは飛騨の匠をイメージさせる千鳥格子の技術を使用しました木製の庁舎名看板と新港郷の郷章入りの絵馬をお送りいたしましたところ。新港郷からは陶磁器による庁舎名看板ほか4点を頂戴してまいりました。

続いて別会場で行われました国際シンポジウムでは、私のほか飛騨市のまちづくりにかかわってこられた方3名と現地のまちづくり関係者がお互いの事例を紹介しあい、共通の課題を見つけながら非常に意義深い意見交換を実現したところでございます。

あわせてまして新港文教基金会の30周年を記念いたしまして飛騨市と新港郷の歴史文化を紹介する文化交流展示会が行われました。会場入り口にはこれまでの飛騨市と新港郷との友好と歴史の年表が大きく掲げられておりまして、飛騨市の文化、祭り、暮らしなどを新港郷のそれと並べて対比しながらみるという斬新なやり方での展示でございました。

また、先般の8月にホームステイを体験した吉城高校生が地元学生と共同制作した陶器作品も生徒の名前とあわせて紹介されておりまして大変素晴らしい展示内容であったわけでございます。

さらに、飛騨市と新港郷の伝統的な芸能等を紹介する台日文化慶典平安祭というのがございまして、これに先立ちまして、市街地で紹介パレードが盛大に開催をされました。あいにくの雨でございまして、飛騨市側の伝統芸能は参加できなかったわけですが、沿道を埋め尽くす観客が見守る中、私や新港郷長を先頭に双方の関係者、地元地域の各種団体が意匠をこらした服装で参加されたところでございます。この時間だけは奇跡的に雨がやみまして、飛騨市側の参加者は古川祭を紹介するはっぴを着て横断幕を持ち、市中を練り歩きます。地元のシンボリック観光地である新港奉天宮前で友好提携締

結と友好交流についてPRをしてまいったところでございます。

今後は関係団体等と協力・連携を図り、相互の理解を深めながら交流を促進し市民が行き来できるような末永く続く国際交流を目指して事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして10月21日でありますが江馬氏館跡庭園と会所が岐阜県で初めて国の名勝に指定されたことを記念するイベント「江馬の殿様によばれたよ！」を開催いたしたところでございます。この名勝指定は、国の史跡と国の名勝とのダブル指定ということで、これが県下初でございます。イベントでは造園に関する歴史研究の専門であられる丸山宏（まるやま ひろむ）先生から中世の豪族の権威の象徴であった城館建築と都への憧憬の想いで築いた庭園文化に関する貴重な話をお聞きすることができました。

今後の整備活用におきましては、室町時代のおもてなし饗応膳の再現など楽しめる内容を加えながら国の史跡・名勝にふさわしい江馬氏館跡と山城群の歴史研究を市民の皆様と共に深めてまいりたいと考えておるところでございます。

また11月3日でございますが姉小路氏の山城調査事業として「中井均（なかい ひとし）先生に学ぶ小島城跡探訪」という行事を開催いたしました。日本の城郭研究の第一人者であられる中井先生の全国的な視点から見た飛驒の山城の価値と魅力につきまして、現地説明と座学の両面から懇切丁寧に指導をいただいたところでございます。

今後は平成33年度中の姉小路氏関連城館群の国史跡指定を目指しまして、総合調査を行い、飛驒の中世・戦国史の裏づけを行うとともに全体のストーリーを持たせて山城整備を加速してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして11月6日でございます。飛驒市こどものこころクリニックの開所式を行いました。このご報告を申し上げます。

このクリニックは児童精神科単科の診療所として飛驒市が直営で運営するものでございまして、高山市ご出身の藤江昌智（ふじえ まさと）先生ご夫妻を医師としてお迎えし同日より開所をいたしたところでございます。

開所式には葛谷議長をはじめ岐阜県、飛驒圏域の関係医療機関並びに各種社会福祉団体等の代表者の皆様方にご臨席をいただきまして、晴天の下でスタートを切ることができました。今年度は週1日、月曜日のみの診療となっておりますが、来年度からは週5日診療という体制に変わってまいります。なお、年度内の予約は既に満杯という状態となっております。

これまで発達障がいの診療には、岐阜市や愛知・富山県の遠隔地の医療機関を受診しなければなりませんでしたが、同診療所の開所によりまして児童並びに保護者の負担は格段に解消するというふうに考えております。

また、飛驒市発達支援センターとともに地域の療育施設、医療機関、教育機関、障がい児者支援機関、並びに子育て支援機関等と連携することで、さらに質の高い支援が可能になると考えております。保険医療機関として市民のみならず市外の方の診療も行ってい

く中で地域の子供たちの健やかな成長を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

次に11月19日でございますが、クアオルト健康ウォーキング認定記念式典がございました。クアの道認定式典というものでございます。このたび日本クアオルト研究所による認定コースとして古川町黒内地内に飛騨古川朝霧の森コースと古川町信包地内に飛騨古川森林公園コースが開設されまして、これを記念した式典を古川町黒内屋内運動場において開催したところでございます。

この式典では上記2コースに加えまして、専門的な見地に基づいて有償でコースを案内する実践指導者4名と無償で案内する普及ガイド5名が同研究所が認める公式ガイドとしてあわせて認定されたところでございます。

また、式典終了後には飛騨古川朝霧の森コースにおきまして、市内外より参加されたおよそ60名の方々が記念ウォーキングを楽しまれ運動療法への認識を深めていただきました。

私も体験をさせていただきましたけれども、クアオルト健康ウォーキングは無理せず個人の体力にあったスピードで歩くことで心拍数を一定の範囲に抑えるなどウォーキングによって自分の体がどのように変化するかということをも自分自身で確認ができるというところに特徴がございまして、自分にあった健康づくりが楽しく続けられるようになることが期待されております。今後広く普及を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続いて11月21日でございます。山之村のすずしろグループが生産する寒干し大根が地理的表示保護制度、GIの登録を受けましてその報告をお受けをいたしました。

この制度は地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品のうち品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称、地理的表示がふさされているものにつきまして、その地理的表示を知的財産として国に登録するというものでございます。

今回県内初、全国では48番目のものとして「奥飛騨山之村寒干し大根」が登録をされたということでございます。昨年1月から登録作業にとりかかれ、現地調査や第三者からの意見、学識経験者の意見聴取、そして農林水産大臣による登録審査を経て見事11月10日に登録が決定されたということでございます。

この制度によりまして、他の産品との差別化が図られ自分たちのブランドを守ることができるようになるということございまして、今後はこの登録を契機に飛騨市の特産品として一層のPRに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に行政報告に書いてございませぬ。きのうのことでもありますけれども、11月25日、26日の両日、山形県真室川町で開催されました第19回米・食味分析鑑定コンクールがございまして、そちらのコンクールにおきまして飛騨市うまいお米研究会、株式会社みつわ農園、永田政和さんが見事金賞を受賞されたということでご報告を申し上げたいと思

います。国内外から5,551検体が出品されまして、国際総合部門、ここには5,345検体が出品をされました。そのうち最終ノミネートに43品が残りまして、この43品のうち飛騨地域のなかのお米が10品入っていたということでございます。そして、その43品中最終的に最優秀の金賞を全国で18品が受賞され、そのうちこの株式会社みつわ農園の永田さんのお米がその見事金賞を受賞したとこういうことでございます。したがって全国5,551のうちの18に入ったと。大変な名誉でございます。

また、栽培別部門認定農業者という部門がございまして、こちらでも飛騨市うまいお米研究会、株式会社みつわ農園、小栢敏安さんが金賞を受賞されたということで、飛騨市のお米が全国に認められたということでございまして、農業振興の上で大変嬉しいことと認識をしておるところでございます。

最後にこの秋にございました子供たちのふるさと学習の成果やすばらしい活躍につきましてご報告を申し上げたいと思います。まず河合小学校5年生、6年生が岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会におきまして子ども歌舞伎を上演をしてくれました。難解なせりふ回しにもかかわらず堂々と上演をいたしまして、県内教育関係の皆様へ伝統文化を継承する子供たちの姿を披露してくれたところでございます。

また山之村小中学校児童・生徒・教職員による船津座公演におきましては伝統芸能きつねつりをはじめ、狂言・合唱・演劇などひとり幾つもの演目に真剣に取り組む姿を市民の方々に見ていただきました。私も古川中学校2年生の生徒に対しまして、ふるさとを誇りに思い自分づくりと仲間づくりを通じて飛騨市の未来づくりにつなげて欲しいという趣旨の講演もさせていただいたところでございますが、こうしたことを通じまして児童生徒の一人一人が個の考えをしっかりと持ち、厳しい社会を生き抜く力を身につけて欲しいと考えておるところでございます。

また高校生では飛騨神岡高校2年生の濱本蔵人（はまもと くらと）君が全日本学生ジュニア短歌大会で、最高位の文部科学大臣賞を受賞したということがございました。若い感性でその時々的心情やふるさとの描写を素直に表現することで俳句や短歌の創作がますます盛んになっていくことを期待したいと思っております。

また飛騨神岡高校ではロボット部が国際ロボットコンテスト韓国大会で優勝いたしましたし、こちら先日岐阜県の松川教育長に受賞報告もございました。こうしたすでに国際レベルとなったロボット部をはじめ、頑張っている飛騨市の青少年のますますの活躍につきましてご報告申し上げまして行政報告とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の発言を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言を終わります。

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件につきましてご説明申し上げます。

今回は、報告案件が1件、一部事務組合の規約改正が1件、条例改正が3件、訴えの提起が1件、補正予算にかかる案件が5件の合計11案件でございます。

報告案件ですが、車両事故に伴う損害賠償額の決定にかかる専決処分であります。一部事務組合の規約改正につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合の規約の改正に伴うものでございます。

また、訴えの提起につきましては、飛騨市クリーンセンター火災復旧経費の支払いに関するものでございます。なお、条例改正、補正予算の案件につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第10号 損害賠償の額の決定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、報告第10号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

おはようございます。報告第10号についてご説明申し上げます。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

本件は、車両物損事故にかかる専決処分の報告です。発生日時は、平成29年8月23日、午前11時55分頃。場所は、飛騨市神岡町船津地内、県道長倉・神岡線です。

事故の概要ですが、市営バスかみおか循環乗合タクシー委託事業者がかみおか循環乗合タクシー4便を走行中、当方車両から見て左車線側に逆走の向きで路上駐車していた相手車両があったため避けて通過していたところ、相手車両がバックで当方車両から見て左側の横道に入ろうと発進したことで、当方車両左側に接触し、双方の車両が破損したものです。相手の方は、市内在住の方。

事故の種類は物損。相手方の損害額は123,221円。市の過失割合は10%で損害

賠償金は12,322円。専決年月日は、平成29年11月6日、専決第9号です。なお、循環乗合タクシーに乗客はいませんでした。

以上で報告を終わります。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第10号を終わります。

◆日程第4 議案第94号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

から

日程第13 議案第103号 平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして日程第4、議案第94号、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから、日程第13、議案第103号、平成29年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）までの合わせて10案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第99号から議案第103号にて提案をいたしております、補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要についてご説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、事業実施期間の限られる年度末に差し掛かる時期の予算でありますことから新たな事業は緊急性のある事項に限定するとともに年度の事業進捗を踏まえ、所要の予算調整を行うことを主眼といたしました。

このうち新規事業といたしましては災害発生初期に必要な備蓄品の配備計画を見直し、その早期充足を図るための経費を盛り込んだほか、10月に発生した台風21号による暴風被害への対応等、状況の変化に的確に対応するための経費を追加したところでございます。

一方、予算調整として新和光園建設事業について全体事業費の増額と翌年度にわたる事業費の年度間負担の調整を行うため、債務負担行為の変更を含めた措置を講ずる等、既決事務事業の執行確認を慎重に行いつつ、必要となる調整を行ったところでございます。

それでは本補正予算における主要施策の概要についてご説明申し上げます。

総務費では、災害用備蓄品が第2次総合計画で目標としている量の2割しか確保がで

きていないことをふまえて、あわせてその配備計画を見直し、食料・飲料水等について従来の予定量の3倍にあたる市民の3割が3日分に相当する量を確保するというように改めまして、それらの早期充足を図るため備蓄品及び保管用コンテナの購入費に計5,200万円を計上することといたしました。同時に今後の計画的な補充にあてるための財源といたしまして財政調整基金からの積み替えにより防災基金に1億円の積み増しを行います。

また指定避難所への特設公衆電話の新設、自主防災組織が行う防災資機材の整備要望や防災士資格取得者の増加に対応するための経費も盛り込みまして、ソフト・ハードの両面から発災時における体制の強化を図り、市民の安心な暮らしを支えてまいります。

民生費では翌年度にかけて実施する新和光園建設事業につきまして、実施設計に基づき全体事業費が確定したこと及び事業実施にかかる年度間負担の調整を行うことを目的に本年度予算を3億8,300万円減額するとともに債務負担行為を4億6,700万円増額をいたしました。

また生活保護世帯の医療扶助費の増嵩や放課後デイサービス利用者の増加等により扶助費全体で1,000万円を増額するほか、市外の保育所に通う園児の増加にともなう他団体への保育負担金の増額や昨年度までに実施した臨時福祉給付金給付事業の精算金を計上したところでございます。

衛生費では台風21号の影響で破損した北吉城クリーンセンターの修繕に要する経費のほか、別途訴えの提起に関する議案も提出させていただいておりますが一昨年に発生した飛騨市クリーンセンターの火災事故に関し、施設の施工業者に損害賠償を求めるための訴訟提起費用を計上いたしております。これにより司法の場において客観的な立場から事故による復旧費用負担に関する判断をいただきたいと考えておるところでございます。

農林水産業費では農業振興費に担い手農家への農地集積に協力いただいた方への給付に充てる機構集積協力金を計上いたしました。また、畜産業費では一定規模の飛騨牛繁殖に取り組む事業者への支援策といたしまして新たに飛騨牛生産基盤強化推進事業補助金を市単独制度として設けるとともに、減少が続く乳用後継牛の確保対策につきましても県に同調して新たな支援策を計上し、畜産基盤の更なる強化を進めてまいります。

なお一部、本年度の補助事業採択が得られなかった畜産担い手育成総合整備事業や実施主体の事業量の減による不用額が発生した森林整備地域活動支援事業費等を減額したことから農林水産業費全体では4,000万の減額となります。

次に商工費でございますが、飛騨古川中心部の観光入込客数が10月末時点で今年の1.6倍に及んでおるなど、人気が高まっていることも考慮し、その更なる利便性の向上を図るため、冬場の閑散期において昨年度開設したまちなか観光案内所の再改装を行います。また訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備にかかる国庫補助事業を有効に活用し、本光寺前トイレの洋式化を進めるほか、台風21号の影響で破損した流葉自然休養園内

のコテージや流葉温泉Mプラザの修繕を行います。

なお古川提灯復活にむけた郷土工芸品産業技術後継者育成事業やロケツーリズム推進事業、ユネスコ5大祭連携事業、古川祭の屋台曳行の際に支障となります電柱移設事業の4つの既決事業につきまして県の補助事業の採択の内示を得ましたことから計500万円の財源補正を行っております。

土木費では国道360号線、県道古川清見線、神岡河合線等の改良工事にかかる県の補正予算計上にあわせまして県道改良事業負担金を増額をいたします。一方、都市公園の施設や遊具の長寿命化計画策定にかかる調査委託料につきまして入札差金による不用額を減額をいたしております。

教育費では教育委員会の所管する施設の点検調査結果に基づき、老朽化した古川中学校の受電設備や市内6つの屋外運動場におけるナイター照明設備の一斉修繕を実施するほか地元就職者が見込みよりも増加したことに伴いまして、育英基金貸付生地元就職補助金を増額をいたします。一方、埋蔵文化財発掘調査事業におきまして、国庫補助事業の内示額にあわせ事業費の減額補正を計上いたしております。

災害復旧費では本年8月の集中豪雨により罹災した市道大津山線の復旧工事を追加するため、既決予算の執行状況を調整の上、更に不足する額を追加計上いたします。また台風21号にともなう降雨の影響で路肩の崩壊した林道猪臥線の復旧工事費を追加いたしております。

なお台風21号による暴風被害の対応につきましては衛生費、商工費、災害復旧費に関連経費1,000万円を計上しておりますが既決予算の流用や予備費充用により対応した倒木処理や土砂除去に要した2,500万円につきまして今後の不測の事態に備えるため同額を予備費に追加計上いたしております。

このたび提案する補正予算額につきましては、一般会計では1億8,496万円を減額し補正後の予算額は178億3,076万4,000円となります。補正に必要な財源については、歳出予算にあわせて充当財源となる国県支出金、市債、特定目的基金からの繰入金等を調整の上、防災基金への積み替えを行うために財政調整基金から1億円を繰り入れることとして、なお不足する額につきましては普通交付税の上振れ分により確保いたしました。

また特別会計につきましては4会計について事業の進捗に伴う補正を行うこととし、合計で2,668万2,000円を追加し、補正後の全特別会計の予算額は91億381万5,000円となります。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。

条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させますのでよろしくお願いたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

私からは条例、その他議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第94号、岐阜縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約につきましては、当該組合理約改正について総務大臣の許可を求めるための事務手続き等に伴う改正でございます。

議案第95号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、居宅介護福祉用具購入費にかかる市独自基準を介護予防福祉用具購入費に拡充するための改正及び介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

議案第96号、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例につきましては、飛騨市民病院の地域包括ケア病床の増床に伴い、部屋割りを変更するため新たに生じる二人部屋の差額料金を設定するものです。

議案第97号、訴えの提起につきましては、飛騨市クリーンセンター火災復旧経費を請求した相手方が支払いに応じなかったため訴訟を提起するものです。

議案第98号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例につきましては、数河緑地広場の地番修正及び飛騨市流葉自然休養園管理センターの廃止に伴う改正です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、補正予算、条例関連等の説明が終わりました。

ただ今、提案説明のありました議案第94号から議案第103号までの10案件につきましては、12月6日から12月8日までの3日間、質疑を予定しております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いをいたします。

なお、質疑・一般質問の発言通告書は、11月29日、水曜日、午前10時が締め切りでありますので、お願いをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

ここで諮りいたします。議案精読のため、11月28日から12月5日までの8日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、11月28日から12月5日までの8日間は、議案精読のため休会とすることに決定しました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午前10時35分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（10番）

洞口和彦

飛騨市議会議員（11番）

野村勝憲